

長浜市告示第124号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定に基づき、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

1 縦覧場所

長浜市八幡東町632番地

長浜市役所税務課内

長浜市木之本町木之本1757番地2

長浜市役所北部合同庁舎くらし窓口課内

2 縦覧期間

令和8年4月1日から令和8年6月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

3 縦覧時間

午前9時00分から午後4時45分まで